

議案第180号

渋川市伊香保温泉バス案内所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月28日提出

渋川市長 高木 勉

渋川市伊香保温泉バス案内所条例の一部を改正する条例

渋川市伊香保温泉バス案内所条例（平成18年渋川市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第3条中「市長」を「、市長」に改める。

第4条中「第2条の業務を行うため」を削り、同条第1号中「兼券売所」を削る。

第12条を第13条とし、第11条を削り、第10条を第12条とする。

第9条第2項中「原則」を「、原則」に改め、同項ただし書中「責」を「責め」に改め、同条を第11条とする。

第8条第1項中「バス案内所」を「休憩室」に改め、同条を第10条とする。

第7条第1項第5号中「バス待合所」を「休憩室」に改め、同条を第9条とする。

第6条を第8条とする。

第5条第1項中「施設等のうち前条第3号」を「第4条第3号の休憩室（以下「休憩室」という。）」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「施設等」を「休憩室」に改め、同項第1号を次のように改める。

（1） 第5条第1項各号に該当する行為を行うおそれがあるとき。

第5条第2項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同条を第7条とする。

第4条の次に次の2条を加える。

（行為の禁止）

第5条 バス案内所においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 許可なく物品の販売、募金その他これらに類する行為

- (2) 許可なく貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示する行為
- (3) バス案内所の設置の目的に反する行為
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為
- (5) 施設等を損壊し、又は滅失する行為
- (6) その他バス案内所の管理上支障のある行為

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する行為を行う者に対して、バス案内所への立入りを拒否し、又はバス案内所からの退去を命ずることができる。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、バス案内所の損壊その他の理由により管理上支障があると認めるときは、バス案内所の利用を禁止し、又は制限することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づく改正及びバス案内所内における禁止行為などを整理するため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市伊香保温泉バス案内所条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（管理） 第3条 バス案内所は、<u>市長</u>が管理する。</p> <p>（施設） 第4条 _____バス案内所に次の施設（以下「施設等」という。）を置く。 （1） 観光案内所_____ （2）～（4） （略）</p> <p><u>（行為の禁止）</u> 第5条 <u>バス案内所においては、次に掲げる行為をしてはならない。</u> （1） <u>許可なく物品の販売、募金その他これらに類する行為</u> （2） <u>許可なく貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示する行為</u> （3） <u>バス案内所の設置の目的に反する行為</u> （4） <u>公の秩序又は善良な風俗を乱す行為</u> （5） <u>施設等を損壊し、又は滅失する行為</u> （6） <u>その他バス案内所の管理上支障のある行為</u> 2 <u>市長は、前項各号のいずれかに該当する行為を行う者に対して、バス案内所への立入りを拒否し、又はバス案内所からの退去を命ずることができる。</u></p> <p><u>（利用の禁止又は制限）</u> 第6条 <u>市長は、バス案内所の損壊その他の理由により管理上支障があると認めるときは、バス案内所の利用を禁止し、又は制限することができる。</u></p> <p>（利用の許可） 第7条 第4条第3号の休憩室（以下「休憩室」という。）を利用する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>休憩室</u>の利用を許可しない。</p>	<p>（管理） 第3条 バス案内所は<u>市長</u>が管理する。</p> <p>（施設） 第4条 <u>第2条の業務を行うため</u>バス案内所に次の施設（以下「施設等」という。）を置く。 （1） <u>観光案内所兼券売所</u> （2）～（4） （略）</p> <p>（利用の許可） 第5条 <u>施設等のうち前条第3号</u> _____を利用する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>施設等</u>の利用を許可しない。</p>

(1) 第5条第1項各号に該当する行為を行うおそれがあるとき。

(2) (略)

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 (略)

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はバス案内所の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(4) (略)

(5) 災害その他の事故により休憩室の利用ができなくなったとき。

(6) (略)

2 (略)

(原状回復)

第10条 利用者は、休憩室の利用を終了したときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

2 (略)

(使用料)

第11条 (略)

2 既納の使用料は、原則として返還しない。ただし、利用者の責めによらない理由により利用できなくなったとき、又は市長がやむを得ない理由により利用の許可を取り消したときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第12条 (略)

(1) その利用がバス案内所の設置の目的に反するとき。

(2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) (略)

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 (略)

(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はバス案内所の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1)～(4) (略)

(5) 災害その他の事故によりバス待合所の利用ができなくなったとき。

(6) (略)

2 (略)

(原状回復)

第8条 利用者は、バス案内所の利用を終了したときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

2 (略)

(使用料)

第9条 (略)

2 既納の使用料は原則として返還しない。ただし、利用者の責によらない理由により利用できなくなったとき、又は市長がやむを得ない理由により利用の許可を取り消したときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第10条 (略)

(販売行為の禁止)

第11条 バス案内所及び敷地内においては、市長の許可を受けないで物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。

(委任)
第13条 (略)

(委任)
第12条 (略)